

焼津市焼電子契約サービス提供業務委託仕様書

本業務は、電子化した契約書（以下「電子契約書」という。）に電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号。以下「電子署名法」という。）第 2 条第 1 項に定める電子署名を付与し、焼津市（以下「市」という。）及び契約相手方が電子証明書を取得することなく、クラウド上で契約を締結できる環境を整備することを目的とする。

1 業務名

焼津市電子契約サービス提供業務

2 目的

契約書作成業務について、クラウド上の電子契約サービスを導入・利用することにより、業務の効率化と民間事業者の利便性の向上を図る。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和 12 年 12 月 31 日までとし、次のとおり業務を行うこと。

- (1) 電子契約サービス導入支援業務 契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日まで
- (2) 電子契約サービス運用業務 令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで

4 業務内容

(1) 電子契約サービス導入支援業務

- ア 電子契約での業務フローの作成支援を行うこと。
- イ 電子契約サービスを利用するために作成が必要な利用要領等の作成支援を行うこと。
- ウ 電子契約サービスを利用するために必要なデータ（利用開始までの設定、利用者情報、業者情報等）の準備に関する説明を行い、設定支援を行うこと。
- エ 市の業務担当者向けの電子契約サービス概要及び操作説明会を 2 回以上、民間事業者向けの電子契約サービス概要及び操作説明会を 2 回以上、市と共催すること。
- オ 説明会の内容を動画で納品すること。
- カ 市の運用を加味した民間事業者向け説明会の資料を、市の指示に基づき受託者が作成すること。
- キ 令和 8 年 1 月 1 日から市が電子契約サービスを利用開始できるよう、上記の導入支援を行うこと。

(2) 電子契約サービス運用業務

- ア 市及び契約相手方が合意した電子契約書に、電子契約サービス提供事業者自身の電子署名（タイムスタンプを含む。）を付与することにより、市及び契約相手方が電子証明書を取得することなく、クラウド上で契約を締結できる環境を提供すること。
- イ 受託者は、当該年度において市が電子契約サービスを利用して締結した契約数を、実績報告書として提出すること。

5 機能に関する要件

- (1) 電子契約サービスにおいて、契約締結業務が完結できること及び契約書管理業務ができること。
- (2) 保守、保全の場合を除き、24 時間 365 日利用できること。
- (3) 電子契約サービスが、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 7 条の規定に基づく「グレーゾーン解消制度」へ申請し、電子署名法第 2 条第 1 項に定める電子署名に該当するものとして回答されていること。
- (4) 電子契約サービスが「グレーゾーン解消制度」へ申請し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替するサービスとして、建設業法施行規則第 13 条の 4 第 2 項の技術的基準に適合する旨、回答されていること。
- (5) 電子署名は、タイムスタンプにより最低 10 年有効性を検証できること。
- (6) 契約相手方の操作においては、電子契約サービスの費用負担なく、契約締結に必要な操作が行えること。
- (7) 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号）への対応ができること。
- (8) 電子契約書を PDF ファイルで出力及び保存できること。また、電子署名の検証については、Adobe 社製の無償でダウンロードできる PDF 閲覧ソフトウェアである「AcrobatReader」によって PDF ファイルを閲覧し、「署名パネル」欄を確認することにより行えること。
- (9) 電子契約書を保管管理するクラウドにおいて、セキュリティ対策が講じられていること。
- (10) データセンターを活用したクラウド形態（SaaS）とすること。
- (11) 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が公開している LGWAN-ASP サービスリストに掲載されていること。
- (12) 作業画面が整理されており、進捗状況が容易に確認できること。
- (13) 認証方式や認証局の変更があった場合も、本市の費用、作業負担なく継続的な電子契約サービスを提供すること。
- (14) 電子契約サービスを利用して契約締結に係る事務を行う市の職員（以下「職員」という。）の所属部署名やメールアドレス等の情報及び付与権限を一括登録、変更及び削除できる機能があること。
- (15) 登録した職員ごとに、管理者権限、契約締結権限等を設定できること。
- (16) 登録した職員ごとに、閲覧できる締結済の電子契約書を制限できる仕組みを有すること。
- (17) 管理者用アカウントの権限として、全アカウントの契約情報を閲覧できる機能を有すること。
- (18) 電子契約サービスへのログイン時に ID 及びパスワードによる認証を行うことができること。
- (19) 市が設定情報を登録及び修正できること。
- (20) 3 者以上の契約当事者間で契約締結が可能であること。
- (21) 電子契約サービスにアップロードされた電子契約書を確認する者の順番を、アップロード者が任意に指定できること。
- (22) アップロードできるファイルの容量等は、下記の条件を満たすこと。

- ア 1 ファイルあたりの容量：20MB 以上
 - イ 1 契約あたりの容量：50MB 以上
 - ウ 1 契約あたりに添付できるファイル数：10 ファイル以上
- (23) 契約締結依頼を送信するにあたり、契約相手方が契約締結するための画面にアクセスするためのパスワードを、職員が設定できること。
 - (24) 契約締結の順番が回ってきた際に、その者の電子メールアドレス宛に、契約締結依頼が到達した旨の通知が、電子契約サービスにより自動送信される機能があること。
 - (25) 契約相手方が、受信した契約締結依頼を別の者に転送でき、当該転送を受信した者が契約締結できること。
 - (26) 契約締結が完了する前であれば、契約締結依頼を職員が取り消しできること。
 - (27) 電子契約サービスにより契約締結した電子署名及びタイムスタンプが付与された電子契約書を職員が任意の時期に、電子契約サービスからダウンロードできること。
 - (28) 電子契約サービスにより契約締結したことを証明する書類を、職員が任意の時期に電子契約サービスから発行でき、ダウンロードできること。
 - (29) 契約締結依頼先の企業名やメールアドレス等を、無制限で登録できるアドレス帳の機能があること。
 - (30) 電子契約サービスに保存された締結済の電子契約書のファイル名を、職員が指定した単語で検索できること。
 - (31) IP アドレス制限により外部からのアクセスを自動的に判断し、制止できること。
 - (32) 次の環境で利用できること。また、下記以外のソフトウェアやプラグインのインストール、OS やブラウザ等の設定変更が必要ないこと。

区分	項目	バージョン等
ソフトウェア	OS	Microsoft Windows10 以降
	ブラウザ	Microsoft Edge 最新版
		Google Chrome 最新版

- (33) 職員が利用する場合、LGWAN を介して利用する環境を提供すること。
- (34) 契約相手方が利用する場合、インターネット環境で利用できること。
- (35) データのバックアップはサービス利用に制限のないよう取得すること。最低1日1回、7日間保持されること。14日間以上が望ましい。
- (36) メンテナンスなど、サービスの停止及び縮退が発生する場合は、あらかじめ市に連絡すること。

6 運用に関する要件

- (1) 電子契約サービスで締結できる契約数に制限を設けないこと。
- (2) 電子契約サービスに登録できる市の職員の数に制限を設けないこと。
- (3) 5(14)における操作を、市及びサービス提供事業者の両者ができること。
- (4) 市の業務担当者向け説明会の終了後から履行期間終了まで、職員がサービスの操作習熟するための環境を提供すること。

- (5) 電子契約サービスに保存できる電子契約書のファイル数及び容量について、本契約期間中は上限が無いこと。
- (6) 本契約期間終了後の電子契約書の参照を保証すること（格納されている契約書のタイムスタンプが有効な期間）。
- (7) 本契約期間中及び6(14)の期間中に、認証方式や認証局の変更があった場合も、市の費用、作業負担なく継続的な電子契約サービスを提供すること。
- (8) 受託者は本契約が終了し、又は解除されたときは、市が電子契約サービスを利用して締結した契約書の電子データ（以下、「契約書データ」という。）について、クラウド上に保存されているすべての契約書データを、市との間で合意した方法により引き継ぐこと。なお、契約書データは、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律及び適用のある政令並びにその他の法令を市が遵守するために削除変更すべきでない場合については削除しないものとする。
- (9) クラウド上に保存されている契約書データについて、アカウントごとの権限により、各契約書データの保存年限を設定でき、保存年限満了後、削除又は市からのアクセスによる閲覧ができなくする機能を有すること。

7 保守に関する要件

- (1) 障害等が発生した場合は、迅速に対応できる体制が十分確保できること。
- (2) 不測の事態により電子契約サービスが使用できない等、市の業務に支障をきたす事態が発生した際は、速やかに市に連絡すること。
- (3) 操作等に関する問い合わせ（電子契約サービスの使用に必要な技術・知識を習得するための問合せを含む。）に対応するヘルプデスクを開庁時間内において利用できること。
- (4) 電子契約サービスの運用に関して、市の要望や相談に応じ、適宜サポートすること。

8 セキュリティに関する要件

- (1) 情報漏えい及び不法侵入等の対策が施されており、常に最新の状態を保持すること。
- (2) 情報セキュリティ管理、運用の基準を証明する認証取得について、令和7年3月28日付け改定の総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に記載されているクラウドサービスの調達基準に準じ、提案するクラウドサービスにおいては、別紙「焼津市電子契約サービス調達に係るセキュリティ要件確認書」の全項目を満たすこと。
- (3) 別紙「個人情報取扱特記事項」に従うこと。

9 成果品

成果品として、次のものを納入すること。

- (1) 品名及び納入期限
 - ア 職員向け、民間事業者向け業務マニュアル一式（令和7年11月30日）
 - イ 説明会動画一式（令和7年12月31日）
 - ウ 電子契約サービス導入支援業務実績報告書（令和7年12月31日）
 - エ 契約数実績報告書（毎年度末、最終年度は令和12年12月31日）

(2) 納入方法

電子媒体（CD・DVD 等）にて納入すること。

ただし、エについては電子メールにて電子データの納入とする。

10 その他留意事項

- (1) 本業務は、この仕様書に記載する範囲とする。ただし、本仕様書に記載がない事項であっても、電子契約サービスの導入及び利用にあたり、社会通念に照らし、本業務の履行において必要不可欠と判断される事項については、本業務の範囲に含むものとし、本仕様書で特に負担者又は負担方法を定めている場合を除き、全て受託者の負担で実施するものとする。
- (2) なお、上記の範囲を超えた業務の追加や変更が生じた場合は、費用負担等も含め、市及び受託者双方が協議の上、決定するものとする。